

令和3年10月30日(土)～11月8日(金)開催
令和3年度第1回 旭川市国民健康保険運営協議会

会議資料4

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 及び国民健康保険料の減免について

旭川市福祉保険部
国民健康保険課

国民健康保険傷病手当金の支給

○ 国民健康保険加入者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があるなど感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から給与等の全部又は一部を受け取ることができない場合に、傷病手当金が支給される。

支給対象

○国民健康保険加入者のうち給与等の支払いを受けている被用者で(1)～(3)全てに該当すること。
(1) 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため、就労することができなくなった場合
(2) 給与等(休業手当を含む。)の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている場合
(3) (1)の理由により3日連続して仕事を休んだ場合で、4日目以降が令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に属する場合

支給対象日数

感染等により就労することができなくなった日から起算して4日目から、欠勤している期間(給料等が支払われていない期間)のうち、就労を予定していた日数

支給額

1日当たりの支給額[(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)]
× 2/3 × 支給対象日数 (1日当たりの支給額には上限があります。)

予算額

令和2年度～6, 501千円(=1人当たり見込額:36, 943円×対象人数(見込み):176人)
令和3年度～1, 620千円(=1人当たり見込額:30, 000円×対象人数(見込み):54人)

実績

令和2年度～申請件数:5件 支給額: 148, 261円
令和3年度～申請件数:6件 支給額: 220, 468円(10月25日現在)

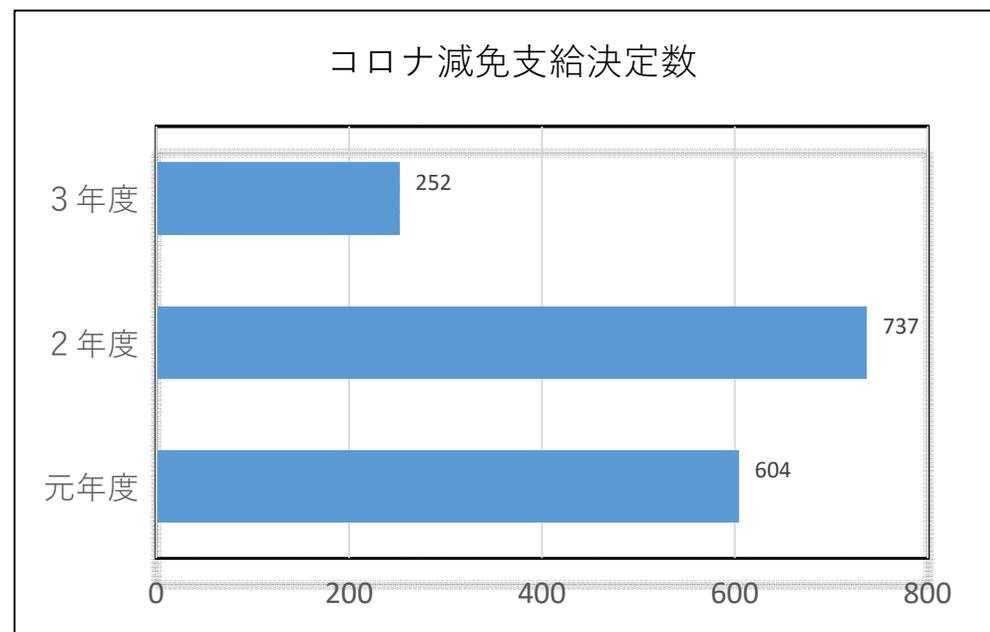
新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合、あるいは主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込み等の場合に保険料を減免する制度
- 対象の保険料
 - ・令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料
 - ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料

表1

	事由	減免割合		申請 受付数	減免 決定数	不承認 数	申請 処理中	減免決定額
令和元年度分	死亡及び重篤な傷病	保険料全額		/	6	30	0	417,030
	新型コロナウイルスの影響による収入の減少	減免対象保険料	全部		543			14,963,610
			10分の8		23			1,188,960
			10分の6		16			830,530
			10分の4		8			405,590
			10分の2		8			205,610
合計			634	604	30	0	18,011,330	
令和2年度分	死亡及び重篤な傷病	保険料全額		/	14	35	0	1,728,270
	新型コロナウイルスの影響による収入の減少	減免対象保険料	全部		664			106,368,450
			10分の8		26			8,862,060
			10分の6		17			5,872,920
			10分の4		8			2,567,160
			10分の2		8			1,409,330
合計			772	737	35	0	126,808,190	

表2 保険料の新型コロナウイルス減免申請数推移



※令和3年度分は、10月25日現在となります。